

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目1番24号
株式会社アルデプロ
代表取締役社長 高橋 康夫

第23回定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、下記のとおり当社第23回定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

今回の定時株主総会には、「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、この議案につきましては、会社法第322条に基づくご決議をいただくため、普通株式にかかる種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただく方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成22年10月27日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年10月28日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1F
ベルサール西新宿ホール

（会場が前回と異なっておりますので末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）

3. 会議の目的事項 【定時株主総会】

- 報 告 事 項
1. 第23期（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 監査役2名選任の件

【普通株式にかかる種類株主総会】

決議事項

議案 定款一部変更の件

以上

-
- (注) 1. 本株主総会ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.ardepro.co.jp>) において、掲載することによりお知らせいたします。
3. 本株主総会の決議の結果につきましては、本株主総会終了後、当社ホームページ (<http://www.ardepro.co.jp>) にてご報告いたします。

事業報告

(平成21年8月1日から
平成22年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界景気の回復を受け、アジア向けを中心に輸出が増加に転じ、個人消費についてもエコカー減税・補助金制度や家電エコポイントなどの景気対策効果を背景に増加を続けるなど内需が底入れしつつあり、緩やかな景気回復が続いておりますが、その勢いは鈍化しております。

当社グループが属する不動産業界におきましても、世界的な信用収縮により、不動産取引件数は減少し、市況の低迷が続いておりましたが、地価の底打ち傾向や低金利、住宅取得時の優遇税制の適用もあり、個人向け市場では、新築・中古とも供給戸数が前年同月を上回り始め、在庫削減も順調に推移するなど回復基調に転じております。一方、商業施設やオフィスビルなどの事業用不動産市場におきましては、内外需要の伸び悩みや円高の進行による企業業績の回復の遅れなどの要因により、空室率の上昇、賃料の下落に歯止めがかからず、不透明感の強い状況が続いております。

このような環境のもと、当社は、平成21年7月期において、不動産評価損の計上などにより、約195億円の債務超過に陥りました。当社は、債務超過を解消し、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、平成22年3月2日に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」といいます。）の利用申請を行い、事業再生を目指してまいりました。そして、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において、当社の事業再生計画案について全対象債権者の皆様から同意をいただき、事業再生ADR手続が成立しました。また、当社は、事業再生計画における資本増強策（第三者割当による普通株式、譲渡制限種類株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の発行）を含む金融支援策により、当連結会計年度末において、純資産の額が70百万円となり、債務超過を解消しました。

このような状況のもと、事業再生ADR手続と並行して取引金融機関との調整を行いながら在庫不動産の販売にも注力し、不動産売上高63億9百万円を計上することができました。

一方、子会社につきましては、当社100%出資の株式会社アルデプロ住宅販売に当社グループの主要な事業の一つである「中古マンションの再活事業」を特化させ、より効率的、機動的に仕入および売却を行い業績向上に努めてまいりました。

この結果、不動産売上高は13億20百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は83億56百万円（前期比40.0%減）、経常損失は92億14百万円、当期純損失は87億4百万円となりました。

当連結会計年度における各事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

① 不動産再活事業

当社グループの主たる事業であります不動産再活事業につきましては、収益用の中古オフィスビルや中古マンションなどの売上につきましては、不動産市場の停滞による購入意欲の減退、買い手側の資金調達難などの影響を受け、大きく落ち込みました。

また、中古マンションの主一次取得者（注）への低価格での販売を実現するための実住物件の戸別販売につきましても、仕入高の低下から前期に比べて落ち込みました。

これらの結果、売上高は76億30百万円（同34.5%減）、営業損失は68億84百万円となりました。

② その他事業

その他事業は、不動産再活事業に付随する受取賃料収入、手数料収入等であります。当社保有物件の減少に伴い受取賃料収入等が減少し、売上高は7億200百万円（同68.0%減）、営業損失は31百万円となりました。

（注）初めて住宅を購入する人。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資はございません。

(3) 資金調達の状況

平成22年7月28日に第三者割当による新株式（普通株式）の発行により6億70百万円、また、同日に第三者割当による新株式（譲渡制限種類株式）の発行により5億円の資金調達をいたしました。

(4) 対処すべき課題

（継続企業の前提に関する重要な疑義の解消について）

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失74億72百万円、経常損失92億14百万円、当期純損失87億4百万円を計上し、3期連続で営業損失、経常損失、当期純損失を計上しております。また、前期には純資産が△195億98百万円の債務超過となっております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要事象が存在しております。

当社グループでは、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生ADR手続による事業再生を目指してまいり

ました。そして、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において、当社の事業再生計画案について全対象債権者の皆様から同意をいただき、事業再生ADR手続が成立しました。

当社グループは、事業再生計画における資本増強策（第三者割当による普通株式、譲渡制限種類株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の発行）を含む金融支援策により、当連結会計年度末において、純資産の額が70百万円となり、債務超過を解消しました。今後、当社グループでは、事業再生計画に基づき、開発事業からの撤退、中古マンション再活事業への集中等、事業再生計画を進め、平成23年7月期連結業績は売上高127億72百万円、営業利益4億92百万円、経常利益3億59百万円、当期純利益6億79百万円を見込んでおります。

以上により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 20 期 (平成18年8月1日から 平成19年7月31日まで)	第 21 期 (平成19年8月1日から 平成20年7月31日まで)	第 22 期 (平成20年8月1日から 平成21年7月31日まで)	第23期(当連結会計年度) (平成21年8月1日から 平成22年7月31日まで)
売 上 高 (千円)	78,184,006	64,638,319	13,924,998	8,356,392
経 常 損 益 (千円)	11,617,444	1,129,796	△18,611,479	△9,214,658
当 期 純 損 益 (千円)	6,512,571	△10,413,890	△43,131,998	△8,704,757
1 株 当 たり 当 期 純 損 益	1,884円08銭	△2,502円56銭	△10,226円09銭	△2,047円99銭
総 資 産 (千円)	48,488,727	87,056,852	32,705,360	15,296,269
純 資 産 (千円)	15,494,806	23,512,270	△19,598,946	70,981

(注) 1. △は損失であります。

2. 過年度における不適切な会計処理等により、過年度の決算を訂正しております。過年度における不適切な会計処理等を修正した場合の「財産および損益の状況の推移」は以下のとおりであります。

区 分	第 20 期 (平成18年8月1日から 平成19年7月31日まで)	第 21 期 (平成19年8月1日から 平成20年7月31日まで)	第 22 期 (平成20年8月1日から 平成21年7月31日まで)
売 上 高 (千円)	77,413,928	47,977,866	13,924,998
経 常 損 益 (千円)	11,315,574	△ 7,903,326	△ 18,611,479
当 期 純 損 益 (千円)	4,710,700	△ 26,125,895	△ 25,618,122
1 株 当 たり 当 期 純 損 益	1,362円80銭	△ 6,278円31銭	△ 6,073円76銭
総 資 産 (千円)	48,038,727	72,582,976	32,705,360
純 資 産 (千円)	13,692,936	5,998,394	△ 19,598,946

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社アルデプロ住宅販売	10,000 ^{千円}	100 %	不動産再活事業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社および子会社1社より構成されております。

事業の種類および事業内容に関しましては、以下のとおりであります。

事業の種類	事業内容
不動産再活事業	当事業は、中古のマンションの再生および流通活性化を目的としております。 具体的には、法人あるいは個人の所有する中古マンションや企業所有の社員寮等を一棟ごと、あるいは同一棟内より大量もしくは戸別に購入し、戸別もしくは複数戸を実住物件(注)・投資物件として販売する事業であります。購入に際しては、綿密なデューデリジェンスを行い、購入後、区分登記されていない場合には区分登記し、さらに付加価値を高めるため、リフォーム、管理組合の設立準備等を行い販売しております。
その他事業	不動産再活事業に付随する事業(受取賃料、収入手数料等)であります。

(注) 当社グループでは、購入希望者が実際に住むことを前提とした物件を「実住物件」としております。

(8) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区新宿三丁目
広島支店	広島県広島市中区

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社アルデプロ住宅販売	東京都新宿区新宿三丁目

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
33名	7名減

(注) 従業員が前期と比べ7名減少しておりますが、その主な理由は、通常の自己都合による退職などによるものであります。

② 当社従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	12名	15名減	38.3歳	3.8年
女性	7名	1名減	33.0歳	4.6年
計または平均	19名	16名減	36.4歳	4.1年

(注) 従業員が前期と比べ16名減少しておりますが、その主な理由は、子会社への転籍や、通常の自己都合による退職などによるものであります。

(10) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(11) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(12) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社関西アーバン銀行	6,147,187
呉信用金庫	971,891
株式会社りそな銀行	933,637
株式会社十六銀行	626,908
株式会社商工組合中央金庫	505,900
株式会社三重銀行	440,649
株式会社山陰合同銀行	379,950
広島県信用農業協同組合連合会	379,950
株式会社みちのく銀行	374,500
株式会社東日本銀行	313,296

千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数		16,871,356株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	7,188,393株
	譲渡制限種類株式	1,818,182株
	A種優先株式	8,916株
	B種優先株式	26,701株
	C種優先株式	2,160,476株
	D種優先株式	2,160,410株
	E種優先株式	138,822株

- (注) 1. 平成22年7月28日付の第三者割当増資により、普通株式の発行済株式数は3,489,584株増加し、平成22年7月30日付で自己株式519,030株を消却したため、普通株式の発行済株式数は2,970,554株増加しました。
2. 平成22年7月28日付の第三者割当増資により、譲渡制限種類株式の発行済株式数は1,818,182株増加しました。
3. 平成22年7月28日付の第三者割当増資により、A種優先株式の発行済株式数は8,916株増加しました。
4. 平成22年7月28日付の第三者割当増資により、B種優先株式の発行済株式数は26,701株増加しました。
5. 平成22年7月28日付の第三者割当増資により、C種優先株式の発行済株式数は2,160,476株増加しました。
6. 平成22年7月28日付の第三者割当増資により、D種優先株式の発行済株式数は2,160,410株増加しました。
7. 平成22年7月28日付の第三者割当増資により、E種優先株式の発行済株式数は138,822株増加しました。

(3) 株主数		25,150名
	(内訳) 普通株式	25,065名
	譲渡制限種類株式	1名
	A種優先株式	20名
	B種優先株式	20名
	C種優先株式	20名
	D種優先株式	20名
	E種優先株式	4名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
加 藤 照 美	普通株式 2,604,167	19.29
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社	普通株式 756,144 A種優先株式 3,335 B種優先株式 10,003 C種優先株式 810,114 D種優先株式 810,112 合計 2,389,708	17.70
秋 元 竜 弥	普通株式 244,590 譲渡制限種類株式 1,818,182 合計 2,062,772	15.28
株 式 会 社 麴 町 興 産	A種優先株式 3,418 B種優先株式 10,225 C種優先株式 827,079 D種優先株式 827,043 合計 1,667,765	12.35
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	普通株式 2,000 A種優先株式 1,128 B種優先株式 3,384 C種優先株式 274,082 D種優先株式 274,080 合計 554,674	4.11
北 山 英 樹	普通株式 468,750	3.47
井 康 彦	普通株式 260,417	1.93
風 卷 正 人	普通株式 156,750	1.16
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	普通株式 118,965	0.88
財 団 法 人 秋 元 国 際 奨 学 財 団	普通株式 100,000	0.74

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

・第6回新株予約権

発行決議の日	平成20年12月9日
区分別保有状況	
取締役（社外取締役を除く。）	保有者数 4名 保有数 1,770個
監査役	保有者数 1名 保有数 1個
合計	保有者数 4名 保有数 1,770個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 1,770株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	1,358円
権利行使期間	平成22年10月25日から 平成30年10月24日まで
新株予約権の行使条件	i) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。 ii) 新株予約権の相続は認めない。 iii) この他、新株予約権の行使の条件は株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成22年7月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 橋 康 夫	
取 締 役	久 保 玲 士 (注)1	経営管理部長
取 締 役	遠 藤 正 博	事業部長
取 締 役	牧 口 正 一	ファイナンス部長
取 締 役	細 川 和 憲 (注)1, 2, 3	東京経済大学現代法学部・大学院法学研究科教授 税理士・マンション管理士
監 査 役 (常 勤)	椎 塚 裕 一 (注)4	株式会社アーバンビジョン 社外監査役 司法書士法人麴町総合事務所 副代表
監 査 役	伊 禮 勇 吉 (注)4	株式会社オオバ 社外監査役 伊禮総合法律事務所 所長 弁護士
監 査 役	柿 本 謙 二 (注)4, 5	株式会社アイビービー 代表取締役 アーク総合事務所 代表 株式会社アロークロスベクトリアリティー 代表取締役 株式会社ファンコミュニケーションズ 社外 監査役 公認会計士・税理士

- (注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- ①取締役細川和憲氏は、平成22年7月27日開催の臨時株主総会において選任され就任いたしました。
 - ②取締役久保玲士氏は、当社連結子会社である株式会社アルデプロ住宅販売の取締役を兼職していましたが、平成22年7月30日付で同社取締役を辞任いたしました。
 - ③取締役相談役秋元竜弥氏は、平成22年7月30日付で辞任いたしました。また、同氏は、当社連結子会社である株式会社アルデプロ住宅販売の取締役を兼職していましたが、同日付で同社取締役を辞任いたしました。
2. 取締役細川和憲氏は、社外取締役であります。
 3. 取締役細川和憲氏は、税理士およびマンション管理士の資格を有しており、財務・会計および不動産に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役椎塚裕一氏、伊禮勇吉氏および柿本謙二氏は社外監査役であります。
 5. 監査役柿本謙二氏は、公認会計士として企業財務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	5名	49,476千円
(うち社外取締役)	(一名)	(一 千 円)
監査役	3名	3,600千円
(うち社外監査役)	(3名)	(3,600千円)
合 計	8名	53,076千円

- (注) 1. 社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額については、該当事項はありません。

- ん。
2. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役576千円）を含んでおります。
 3. 役員賞与については、該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

監査役柿本謙二氏は、株式会社アイピービーおよび株式会社アロークロスペクトリアリティーの代表取締役であります。当社とこれら会社との間には、資本関係および取引関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役椎塚裕一氏は、株式会社アーバンビジョンの社外監査役であります。

監査役伊禮勇吉氏は、株式会社オオバの社外監査役であります。

監査役柿本謙二氏は、株式会社ファンコミュニケーションズの社外監査役であります。

当社と、株式会社アーバンビジョン、株式会社オオバおよび株式会社ファンコミュニケーションズとの間には、資本関係および取引関係はありません。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- ④ 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
細川和憲	社外取締役	就任後開催の取締役会には、2回中2回出席し、長く税務行政に携わってきた知識・経験に基づいた専門的な立場から、税務および会計等について適切な発言を行っております。
椎塚裕一	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、28回全てに出席し、また、監査役会には15回全てに出席し、主に司法書士業界で取り組んできた豊富な経験から、適切な発言を行っております。
伊禮勇吉	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、28回中23回、また、監査役会には15回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
柿本謙二	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、28回中22回、また、監査役会には15回中14回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役細川和憲氏、社外監査役椎塚裕一氏、伊禮勇吉氏および柿本謙二氏の4名と会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明誠監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

22,000千円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

22,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を現行定款第33条に設けておりますが、会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

(6) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

- I 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 企業運営の基本方針

当社グループは、以下の経営理念を掲げ、すべての役員及び従業員が職務を執行するに当たっての基本方針としております。

【経営理念】 三つの豊かさの追求

- ① 経済的な豊かさ…売上高ではなく、経常利益の増加を目指します。
- ② 身体的な豊かさ…健康であることに感謝し、健康管理に留意します。
- ③ 心の豊かさ…礼節を重んじる謙虚な心、広い心、強い心。加えて、経済的・身体的豊かさのバランスを保ち、真の「心の豊かさ」を目指します。

当社および関係会社は、この経営理念のもと、内部統制のための体制を整備し運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社および関係会社は、今後とも、内外環境の変化に対応し、一層適切な内部統制システムの整備に努めてまいります。

2. 内部統制システムの基本方針

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る文書・情報の取扱いは、文書管理規程および情報管理規程に、各組織単位毎の詳細な保管文書一覧を定め、定期的に整備状況を精査・確認する。また、必要に応じて保管・運用方法の見直しと改善を図り、取締役または監査役の要請に応じて、速やかに閲覧提供できる体制を整える。
- ② 取締役および従業員の業務執行にかかる情報については、ITの効率活用、情報のデータベース化、必要情報の存否・保存状況の検索システム等について、総務担当部門が情報の統括管理を所管し、必要な研究・検討を進める。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役および管理職位にある者は、取締役会決議または職務権限規程に基づき、その付与された権限の範囲内で職務を履行し、その範囲内で、損失発生の危険を管理する。付与された権限を越える場合は、「稟議規程」に定める決裁を要し、その許可された範囲内で、損失の危険を管理する。
- ② 取締役および管理者の職務の履行におけるリスク管理の基本的事項については、別に、「リスク管理基本規程」を定める。
- ③ 総務担当部門は、情報セキュリティマネジメントシステムの構築を討議し、必要に応じて外部機関の認証も取得することで、社内外ともに有効かつ安心の情報管理に取り組むものとする。

- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 各取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月および必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間連携を図る。
 - ② 経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸として、短期経営計画に基づき毎年策定される年度計画の目標達成のために、各業務執行ラインが活動することとする。
 - ③ 日常の職務執行に際しては、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の責任者が「職務権限基準表」に定めた意思決定ルールに則り、業務を遂行することとする。
 - ④ 職務分掌規程、職務権限規程および職務権限基準表に定めた運用基準は、規程・基準の改廃を含めて総務担当部門が所管し、日常業務における意思決定ルールの明確化と定着化を目指して、厳格な監視・指導に務める。
- (4) 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ① 取締役会は、全取締役および従業員のコンプライアンスに対する啓蒙活動について討議し、コンプライアンス・マニュアルを制定して実行・指導する。
 - ② 日常の業務執行においては、全取締役、従業員が定められた職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等に基づいた処理を実施する。
 - ③ コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士へのものも含め社内外に複数設置する。弁護士への相談ルートについては、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。
 - ④ コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は連結子会社の経営の自主性を尊重しつつ、関係会社とのシナジーが最大限に発現されるように「関係会社管理規程」を制定し、関係会社に対し適切な管理を行う。
 - ② 当社の内部監査室は、関係会社の監査役と連携して定期的な内部監査を行う。
 - ③ 関係会社にコンプライアンス担当者を置き、関係会社の監査役および当社の内部監査室とも連携のうえ、当社のコンプライアンス・マニュアルに準じて、関係会社の全取締役および従業員に法令遵守の重要性を周知させる。
 - ④ 関係会社は、コンプライアンスに関する報告・相談ルートを、社外の弁護士へのものも含め複数設置する。弁護士への相談ルートについては、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人の体制
監査役の職務を補助すべき専任部門およびスタッフは、内部監査室に兼務させる。
- (7) 前記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - ② ①の使用人の職務遂行の評価については、監査役の意見を聴取するものとする。
- (8) 取締役・使用人が監査役または監査役会に報告するための体制その他の監査役または監査役会への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議または委員会に出席することができる。
 - ② 監査役には、主要な稟議書その他社内の重要書類が回付され、または、要請があれば直ちに資料等が提出される。
 - ③ 監査役は、定期的に取り締役・監査役連絡会を開催し、更に、必要に応じ随時業務執行状況の報告を受けることができる。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、監査役職責、心構え、監査基準等を明確にした「監査役監査基準」を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。
 - ② 監査役は、監査の実施に当たり、監査役独自に収集した業務執行状況の報告等を踏まえつつ、内部監査室、会計監査人とも相互連携する。
 - ③ 監査役は、会計監査人との両者の監査業務の品質および効率を高めるため、四半期毎に1回および必要により情報・意見交換等を行い、内部監査室を含めた緊密な連携を図る。
 - ④ 必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用する。

II 株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はございません。

連結貸借対照表

(平成22年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,233,027	流動負債	14,723,463
現金及び預金	58,132	短期借入金	11,980,064
受取手形及び売掛金	31	一年以内返済予定の 長期借入金	140,229
たな卸資産	13,929,982	未払金	1,455,420
前渡金	63,577	未払費用	453,025
預け金	1,142,584	未払法人税等	10,917
その他	47,460	未払消費税等	265,903
貸倒引当金	△8,742	預り敷金	276,578
固定資産	63,242	その他	141,323
有形固定資産	16,907	固定負債	501,825
建物	5,400	長期借入金	279,720
土地	11,506	退職給付引当金	13,345
投資その他の資産	46,335	長期未払金	208,760
投資有価証券	2,774	負債合計	15,225,288
長期滞留債権等	623,520	純資産の部	
その他	43,560	株主資本	68,661
貸倒引当金	△623,520	資本金	300,000
		資本剰余金	8,462,898
		利益剰余金	△8,694,237
		評価・換算差額等	△2,025
		その他有価証券評価差額金	△2,025
		新株予約権	4,346
		純資産合計	70,981
資産合計	15,296,269	負債及び純資産合計	15,296,269

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成21年8月1日から
平成22年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		8,356,392
売上原価		14,649,229
販売費及び一般管理費		6,292,837
営業外損収		1,179,524
営業外収入		7,472,361
受取利息	431	
その他費用	143,677	144,108
支払利息	1,724,138	
支払手数料	9,382	
消費税	50,172	
株式交付	100,071	
その他	2,640	1,886,404
特別損利		9,214,658
固定資産売却益	1,781	
引当金戻入	4,473	
貸倒引当金戻入	259,844	
貸倒免除	1,794,634	
その他	59,521	2,120,254
特別損		
貸倒損	297,650	
減損	52,566	
投資有価証券売却損	1,178	
課税徴金	281,550	
損害賠償	2,000	
和解金	124,497	
市場違約金	10,000	
事業再生費用	260,850	
債権譲渡損	575,000	1,605,292
税金等調整前当期純損失		8,699,696
法人税、住民税及び事業税	5,060	5,060
当期純損		8,704,757

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成21年8月1日から
平成22年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
平成21年7月31日残高	12,944,169	12,309,418	△44,854,028	△19,600,440
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	14,186,929	14,186,929	—	28,373,858
資本金から剰余金への振替	△26,831,098	26,831,098	—	—
欠損填補	—	△44,864,547	44,864,547	—
当期純損失	—	—	△8,704,757	△8,704,757
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	△12,644,169	△3,846,519	36,159,790	19,669,101
平成22年7月31日残高	300,000	8,462,898	△8,694,237	68,661

	評 価 ・ 換 算 差 額 等 その他有価証券 評 価 差 額 金	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
平成21年7月31日残高	△1,200	2,693	△19,598,946
連結会計年度中の変動額			
新株の発行	—	—	28,373,858
資本金から剰余金への振替	—	—	—
欠損填補	—	—	—
当期純損失	—	—	△8,704,757
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△825	1,652	827
連結会計年度中の変動額合計	△825	1,652	19,669,928
平成22年7月31日残高	△2,025	4,346	70,981

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社アルデプロ住宅販売

平成20年10月9日に当社の100%出資により株式会社アルデプロ住宅販売を設立しました。平成21年7月期においては、同社は設立初年度で重要性に乏しいため、持分法適用会社としておりましたが、当連結会計年度より、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの ……移動平均法による原価法によっております。

b たな卸資産

(i) 販売用不動産、仕掛品 …個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。

(ii) 貯蔵品 …最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a 有形固定資産 ……定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

b 長期前払費用 ……定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- a 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- b 賞与引当金 ……………従業員に対する賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- c 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
- d 解約損失引当金……………不動産売買契約の解約に伴う損失に備えるため、当連結会計年度における負担見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(5) 追加情報

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 担保資産

担保に供している資産

販売用不動産	13,386,928千円
建物	4,479千円
土地	11,506千円

合計 13,402,914千円

上記に対応する債務

短期借入金	11,904,851千円
-------	--------------

合計 11,904,851千円

(2) 当座貸越契約

当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	2,488,000千円
借入実行残高	626,908千円
差引額	1,861,091千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,421千円

有形固定資産の減損損失累計額 72,618千円

(4) 重要な係争事件にかかる損害賠償義務その他これらに準ずる債務

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

株式の種類	前連結会計 年度末株式 数(株)	当連結会計 年度増加株 式数(株)	当連結会計 年度減少株 式数(株)	当連結会計 年度末株式 数(株)
発行済株式数				
普通株式	4,217,839	3,489,584	519,030	7,188,393
譲渡制限種類株式	—	1,818,182	—	1,818,182
A種優先株式	—	8,916	—	8,916
B種優先株式	—	26,701	—	26,701
C種優先株式	—	2,160,476	—	2,160,476
D種優先株式	—	2,160,410	—	2,160,410
E種優先株式	—	138,822	—	138,822
合計	4,217,839	9,803,091	519,030	13,501,900

(変更事由の概要)

増加数の内容は、次のとおりであります。

- ① 普通株式の増加3,489,584株は、第三者割当による増加であります。
- ② 譲渡制限種類株式の増加1,818,182株は、第三者割当による増加であります。
- ③ A種優先株式の増加8,916株は、第三者割当による増加であります。
- ④ B種優先株式の増加26,701株は、第三者割当による増加であります。
- ⑤ C種優先株式の増加2,160,476株は、第三者割当による増加であります。
- ⑥ D種優先株式の増加2,160,410株は、第三者割当による増加であります。
- ⑦ E種優先株式の増加138,822株は、第三者割当による増加であります。
- ⑧ 普通株式の自己株式の増加519,030株は、当社元取締役相談役秋元竜弥からの無償譲渡による増加であります。

減少数の内容は、次のとおりであります。

- ① 普通株式の減少519,030株は、自己株式519,030株の消却によるものであります。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)

の目的となる株式の数

普通株式 400株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動に必要な資金を資本市場からの資金調達もしくは金融機関からの借入によって調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しており、また、デリバティブ取引は社内規程により行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各事業セグメントにおける担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金は、主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであります。事業再生ADR手続の成立により、借入金の利息については、年1%と定めており、金利変動リスクを回避しております。また、借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰表を作成するなどの方法により実績管理しております。

デリバティブ取引については、社内規程により行わない方針であり、当連結会計年度末において、デリバティブ残高はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	58,132	58,132	—
(2) 投資有価証券	2,774	2,774	—
(3) 短期借入金	(11,980,064)	(11,980,064)	—
(4) 長期借入金 (1年以内返済予定のものを含む)	(419,949)	(403,954)	(15,994)

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	0

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4円48銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 2,047円99銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

区分	種類	場所
その他事業	土地	千葉県柏市

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社が有している有形固定資産について、評価額が簿価よりも下落していることから、減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額 52,566千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは減損会計の適用に当たり、事業単位(関連会社)を基準とした管理会計上の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当社グループの回収可能価額は、正味売却可能価額及び使用価値を採用しております。また、正味売却可能価額については、処分価額により算定しており、使用価値については将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年9月27日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	市	原	豊	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	武	田	剛	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルデプロの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成22年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,717,854	流動負債	14,676,729
現金及び預金	26,745	短期借入金	11,980,064
売掛金	31	一年以内返済予定の長期借入金	140,229
販売用不動産	13,407,130	未払金	1,416,084
貯蔵品	200	未払費用	452,222
前払費用	60,000	預り金	57,430
前払費用	4,819	前受賃料	9,849
預け金	1,142,584	未払法人税等	9,590
その他	85,083	未払消費税等	265,903
貸倒引当金	△8,742	預り敷金	276,578
固定資産	516,910	解約損失引当金	60,000
有形固定資産	15,985	その他	8,775
建物	4,479	固定負債	500,909
土地	11,506	長期借入金	279,720
投資その他の資産	500,925	退職給付引当金	12,429
投資有価証券	2,774	長期未払金	208,760
出資金	1,725	負債合計	15,177,638
長期貸付金	456,000	純資産の部	
長期滞留債権等	623,520	株主資本	54,805
その他	40,425	資本金	300,000
貸倒引当金	△623,520	資本剰余金	8,462,898
		その他資本剰余金	8,462,898
		利益剰余金	△8,708,092
		その他利益剰余金	△8,708,092
		繰越利益剰余金	△8,708,092
		評価・換算差額等	△2,025
		その他有価証券評価差額金	△2,025
		新株予約権	4,346
		純資産合計	57,126
資産合計	15,234,765	負債及び純資産合計	15,234,765

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成21年8月1日から
平成22年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		6,972,978
売上原価		13,529,378
売上総損		6,556,399
販売費及び一般管理費		1,008,161
営業外損収		7,564,561
営業外収入	17,136	
受取配当金	101	
雑収入	162,410	179,648
営業外費用		
支払利息	1,719,195	
社債利息	1,851	
支払手数料	3,577	
株式交付	100,071	
消費税	37,761	
その他	548	
経常損		1,863,006
特別利益		9,247,919
固定資産売却益	1,781	
賞与引当金戻入	4,234	
貸倒引当金戻入	259,844	
債権免除	1,794,634	
その他	59,521	2,120,015
特別損失		
投資有価証券売却損	1,178	
損害賠償	2,000	
減損	52,566	
和解	124,497	
貸倒損	297,650	
課徴金	281,550	
市場違約金	10,000	
事業再発生費用	232,279	
債権譲渡	575,000	1,576,721
税引前当期純損		8,704,625
法人税、住民税及び事業税	3,467	3,467
当期純損		8,708,092

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成21年8月1日から
平成22年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成21年7月31日残高	12,944,169	12,309,418	—	12,309,418	△44,864,547	△44,864,547	△19,610,960
事業年度中の変動額							
新株の発行	14,186,929	14,186,929	—	14,186,929	—	—	28,373,858
資本金から剰余金への振替	△26,831,098	—	26,831,098	26,831,098	—	—	—
準備金から剰余金への振替	—	△26,496,347	26,496,347	—	—	—	—
欠損填補	—	—	△44,864,547	△44,864,547	44,864,547	44,864,547	—
当期純損失	—	—	—	—	△8,708,092	△8,708,092	△8,708,092
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(変動)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	△12,644,169	△12,309,418	8,462,898	△3,846,519	36,156,455	36,156,455	19,665,766
平成22年7月31日残高	300,000	—	8,462,898	8,462,898	△8,708,092	△8,708,092	54,805

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成21年7月31日残高	△1,200	△1,200	2,693	△19,609,466
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	28,373,858
資本金から剰余金への振替	—	—	—	—
準備金から剰余金への振替	—	—	—	—
欠損填補	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	△8,708,092
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(変動)	△825	△825	1,652	827
事業年度中の変動額合計	△825	△825	1,652	19,666,593
平成22年7月31日残高	△2,025	△2,025	4,346	57,126

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券
時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの …………… 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

- ① 販売用不動産、仕掛品 …………… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。
- ② 貯蔵品 …………… 最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 …………… 定率法によっております。
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。
- (2) 長期前払費用 …………… 定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

- (4) 解約損失引当金…………… 不動産売買契約の解約に伴う損失に備えるため、当事業年度における負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

販売用不動産	13,386,928千円
建物	4,479千円
土地	11,506千円
合計	13,402,914千円
上記に対応する債務	
短期借入金	11,904,851千円
合計	11,904,851千円

2. 当座貸越契約

当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	2,488,000千円
借入実行残高	626,908千円
差引額	1,861,091千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,403千円
有形固定資産の減損損失累計額 72,529千円

4. 重要な係争事件にかかる損害賠償義務その他これらに準ずる債務
該当事項はありません。

5. 関係会社に対する金銭債権又は債務

債権	502,273千円
債務	一千円

6. 取締役、監査役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

未収金 2,628千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引以外の取引 (受取利息) 16,889千円

営業取引以外の取引 (雑収入) 19,533千円

営業取引以外の取引 (雑費) 190千円

2. たな卸資産の簿価の切下げ額

5,986,946千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における発行済株式及び自己株式の数

株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式数				
普通株式	4,217,839	3,489,584	519,030	7,188,393
譲渡制限種類株式	—	1,818,182	—	1,818,182
A種優先株式	—	8,916	—	8,916
B種優先株式	—	26,701	—	26,701
C種優先株式	—	2,160,476	—	2,160,476
D種優先株式	—	2,160,410	—	2,160,410
E種優先株式	—	138,822	—	138,822
合計	4,217,839	9,803,091	519,030	13,501,900
自己株式				
普通株式	—	519,030	519,030	—
合計	—	519,030	519,030	—

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

減価償却超過額	11,142千円
退職給付引当金	5,058千円
損害補償損失引当金	24,420千円
貸倒引当金繰入限度超過額	230,684千円
商品評価損	10,187,207千円
投資有価証券評価損	24,979千円
未収入金	439,560千円
債務免除益	9,783,791千円
減損損失	21,394千円
未払金	40,729千円
前渡金	339,845千円
繰越欠損金	4,378,581千円
その他	11,964千円
小計	25,499,360千円
評価性引当額	△25,499,360千円
繰延税金資産合計	—千円

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	秋元竜弥	(被所有)直接 15.32%	当社前取締役	当社に対する出資(注)	500,000千円	—	—
				当社に対する当社普通株式の無償譲渡	—	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

平成22年6月1日開催の当社取締役会決議に基づき、取締役会決議日の前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(275円)を発行価額とし、譲渡制限種類株式1,818,182株を割り当てております。また、当該取引条件は、特に有利な条件ではありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

3円54銭

2. 1株当たり当期純損失

2,048円77銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年9月27日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 市 原 豊 ㊞
指定社員 業務執行社員 公認会計士 武 田 剛 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルデプロの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び明誠監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムについては取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年9月28日

株式会社アルデプロ 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	椎 塚 裕 一	Ⓔ
監 査 役(社外監査役)	伊 禮 勇 吉	Ⓔ
監 査 役(社外監査役)	柿 本 謙 二	Ⓔ

以上

【定時株主総会】 株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

将来の機動的な資本政策に備えるため、現行定款第6条の発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数)	第2章 株式 (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16,871,356株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>35,067,079株</u> とする。
2. 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。	2. 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。
普通株式 16,871,356株	普通株式 <u>28,753,572株</u>
A種優先株式 8,916株	A種優先株式 8,916株
B種優先株式 26,701株	B種優先株式 26,701株
C種優先株式 2,160,476株	C種優先株式 2,160,476株
D種優先株式 2,160,410株	D種優先株式 2,160,410株
E種優先株式 138,822株	E種優先株式 138,822株
譲渡制限種類株式 1,818,182株	譲渡制限種類株式 1,818,182株

第2号議案 剰余金の処分の件

1. 処分の理由

会社法第452条の規定に基づき、剰余金を処分し、その他資本剰余金で繰越利益剰余金の欠損の一部を填補することにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 8,462,898,570円

3. 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 8,462,898,570円

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役椎塚裕一氏及び柿本謙二氏は、本総会の終結のときをもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有当社株式数
1	椎塚 裕一 (昭和43年11月21日生)	平成3年4月 水落司法書士事務所入所 平成11年8月 麴町総合事務所（現司法書士法人麴町総合事務所）入所 平成16年10月 株式会社アーバンビジョン社外監査役（現任） 平成20年10月 当社監査役就任（現任）	一株
2	柿本 謙二 (昭和42年5月4日生)	平成元年10月 サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成5年11月 公認会計士第三次試験合格 公認会計士登録 平成9年3月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）退所 平成11年10月 株式会社ファンコミュニケーションズ監査役就任（現任） 平成15年4月 株式会社アイビービー設立 代表取締役就任（現任） 平成15年4月 アーク総合事務所開設 代表就任（現任） 平成18年10月 当社監査役就任（現任） 平成21年2月 株式会社アロークロスベクトホールディングス（現アロークロスベクトリアリティー）代表取締役就任（現任）	一株

- (注) 1. 当社は椎塚裕一氏に対して売上債権を有しております。
 2. 椎塚裕一氏および柿本謙二氏は社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役としての責任限定契約について
 (1) 社外監査役候補者の選任理由および独立性について
 ① 監査役椎塚裕一氏は、当社の社外監査役を本総会の終結のときまで2年間務め、当社の事業内容等に精通しております。また、同氏には司法書士業務に取り組んできた豊富な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また監査役柿本謙二氏は、当社の社外監査役を本総会の終結のときまで4年間務め、当社の事業内容等に精通しております。また、同氏には公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 ② 監査役椎塚裕一氏及び監査役柿本謙二氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間において受けていたこともありません。
 ③ 監査役椎塚裕一氏および監査役柿本謙二氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、二親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 ④ 監査役椎塚裕一氏および監査役柿本謙二氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若

しくは事業の譲受により当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

- (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について
- ① 監査役椎塚裕一氏は、司法書士業界に携わっており、当社の主力業務である不動産業に関わる法務面において専門的な知識を有するという理由から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 - ② 監査役柿本謙二氏は、公認会計士としての専門的見地から企業会計に関して高い学識、経験等を有しており、また経営に関する高い見識を有しているという理由から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任（会社法第423条第1項の責任）を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役椎塚裕一氏および社外監査役柿本謙二氏とは、当該契約を締結しており、両氏が再任された場合には、当該契約は継続となります。

当該契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

【普通株式にかかる種類株主総会】

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

本誌38頁に記載のとおり、将来の機動的な資本政策に備えるため、現行定款第6条の発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

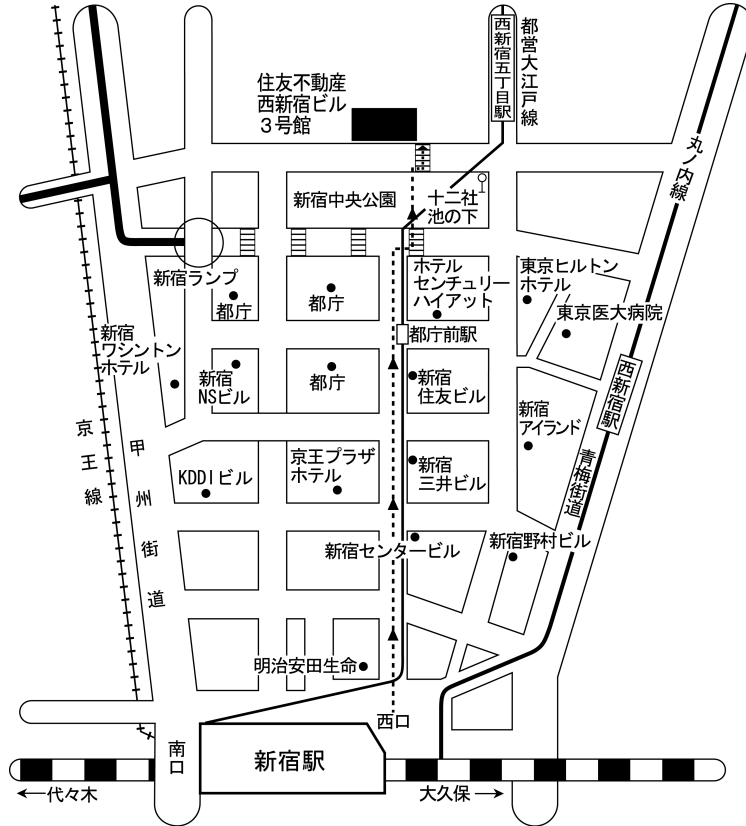
(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数)	第2章 株式 (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16,871,356株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>35,067,079株</u> とする。
2. 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。	2. 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。
普通株式 16,871,356株	普通株式 28,753,572株
A種優先株式 8,916株	A種優先株式 8,916株
B種優先株式 26,701株	B種優先株式 26,701株
C種優先株式 2,160,476株	C種優先株式 2,160,476株
D種優先株式 2,160,410株	D種優先株式 2,160,410株
E種優先株式 138,822株	E種優先株式 138,822株
譲渡制限種類株式 1,818,182株	譲渡制限種類株式 1,818,182株

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1F
ベルサール西新宿ホール
電話：03-3320-2611



交通のご案内

都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅「A5出口」 徒歩3分
または「西新宿五丁目」駅「A2出口」 徒歩6分
JR線・各私鉄・東京メトロ「新宿」駅「西口」 徒歩15分
都営地下鉄新宿線・京王線「新宿」駅「7番出口」 徒歩10分
「新宿」駅「西口」より新宿16・17バス「十二社池の下」バス停 徒歩3分